

論 説

海のコモنزの現代的可能性

新 保 輝 幸

1. はじめに

地球上で最も生物生産性と生物多様性が高い生態系の一つである造礁サンゴ群集生態系の重要性は広く認識され、近年世界各地のサンゴ礁がさまざまな危機に瀕していることもあり、その保全が叫ばれている。アジェンダ21以来、生物多様性保全条約(CBD)等のサンゴ礁保全に関する国際的な枠組は整備され、わが国においても様々な取組が進められている。豊かなサンゴ群集生態系が展開する「サンゴの海」は、水産資源涵養や遺伝資源、学問・教育上の重要性のみならず、そこに生息する多様な生物とそれらが形成する美しい水中景観が多くの人を惹きつける。特に近年、わが国においてスキューバ・ダイビングをはじめとする海洋レジャーが盛んになるにつれて、その生物多様性はレクリエーション資源として重要になっている。南西諸島や本州・四国・九州の黒潮沿岸域には、地域経済をツーリズムに強く依存し、サンゴの海が生活の基盤となっている地域も増えている。しかし、多くのダイバーがサンゴの海を訪れるようになり、ダイビングの頻度が増えるにつれ、地域によっては海中の生態系に無視できない影響が及んでいる。すなわち、ツーリズムによる過剰利用とも言える状況があらわれているのである。

通常的环境経済学の理解では、このような過剰利用は、資源の所有権(ないし利用権)を適切に割り当て、あとは資源所有者の最適化行動に任せる所有権アプローチで解決可能であるとされている。しかし、確たる所有権が成立して

いない領域で新たに所有権を創設するというのは、それ自体さまざまな困難が伴い、実現が難しい場合が多い。

しかし近年、自然資源の過剰利用を抑制し、資源の持続的利用を実現する仕組みとしてのコモンズが注目を集めている。すなわち、オープンアクセスになりがちな自然資源に関して、一定の利用集団が形成され（地域の地縁共同体である場合が多い）、利用ルールを定めてその遵守を利用者に強制したり、資源を十全に利用できるような一定の管理を行ったりする事例が、地理的・歴史的にさまざまなバリエーションを以て観察されている。サンゴの海のツーリズムによる過剰利用を同様な仕組みで抑制し、資源を持続的に（すなわち生態系の自然特性を変化させないような方法で）、かつ最大限の利益を引き出すような形で利用すること—サンゴの海のワイズユース—は可能であろうか^(註1)。

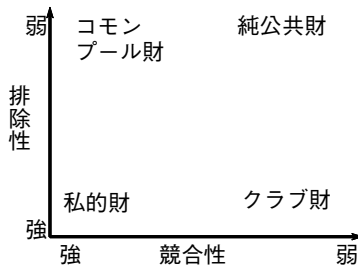
本稿では、まずコモンプール資源 (Common Pool Resources; CPRs) の性質を検討し、その議論からコモンズ成立に関わるコスト、ないしCPRの長期持続的利用のためのコストという分析枠組を提起する。そして、海洋自然資源の問題を検討する上でこの分析枠組が有用かどうかを確かめるために、歴史的に形成されたいくつかの漁場利用の形態の差違の分析にこの枠組を導入する。すなわち、海洋自然資源の資源としての特徴を踏まえ、漁場利用形態成立の歴史的な経緯を分析し、漁場の場合、コモンズのコストの中でも資源系の囲い込みコストが重要であること、漁場利用の権利の源泉たる漁場の用益事実、ないし利用実績の継続自体が囲い込みコストの投入に他ならないことを確かめる。その上で、高知県柏島のサンゴの海の利用に関わる問題を分析し、歴史的な用益事実を背景にもつ地域の漁業集団がサンゴの海の持続可能な利用の鍵を握るという点を提起する。最後に、沖縄県恩納村と座間味村の事例を参照軸にして、サンゴの海のワイズユースに関して、伝統的な漁業コモンズの果たすべき役割を考察する。

2. コモンズ成立に要するコスト^(註2)

コモンズにおいて利用の対象となる山野河海 of 自然資源—入会林野の薪炭や林産物、草などの資源、漁場や沿岸域の水産資源、等々—は、ほとんどの場

合、ある種の再生可能資源である。すなわち、適度に利用する限り資源は回復し、長期にわたって利用することが可能である。そのため、資源の持続可能な利用量を見出し、その範囲の中におさまるよう利用をコントロールする必要がある。また歴史的に見るならば、そのような山野河海 of 自然資源は、個人の所有になじまない場合が多く、「所有が特定の個人によらないいわば共有の資源」(藪田[27])、いわゆるコモンプール資源(あるいはコモンプール財ともいう)として保持されることが多かった。コモンプール資源は、排除性と競合性の二つの軸による財の分類軸からみると、排除性が低く(山野河海とはそういう場所である)、競合性が高いという性質を持っている(第1図参照)。

排除性が低いという性質は、オープンアクセスの状態になりやすいことを意味し、Hardin [5]のいうところのコモンズの悲劇に陥りやすい。しかし、そのような資源も、近隣の地域共同体の成員の生活にとって必要不可欠な財を提供しているような場合、地域共同体内部である種の利用ルールが成立して成員にそれが強制されるようになると共に、必要な管理が共同体によって担われるようになる場合がある。



第1図 排除性と競合性の2つの軸による財の分類

このような形でコモンズが成立する場合、その母体となる共同体=管理組織は、いくつかのコストを負担しなければならない。まず、排除性が低い資源の利用を一定のコントロールの下に置こうという場合、(A-1)ある一定の範囲を明確に区切って資源系を占有し、部外者の利用を排除すると共に、共同体の成員に対しては利用ルールを強制するためのコスト、(A-2)管理組織が定めた境界や利用ルールが実効的に守られているかを監視するためのモニタリングコス

トが必要になる。これらをあわせて(A)資源系の囲い込みコストと呼ぶことにしよう。また、例えば我が国の草地の場合、放置しておくとも木本性の植物が優占して森林に遷移していくため、草地の草資源を有効に活用しようとする場合、毎年火入れをして野焼きを行い、遷移を止めて草本の発育を促す作業が必要になる。その際には、火入れに先立って延焼を防ぐための輪地切り、輪地焼きなど膨大な作業を行う必要がある^(註3)。このような種類の(B)資源系の維持・管理コストも資源の種類によっては管理組織が負担する必要がある。以上、(A)(B)は、オープンアクセス状態を避け、一定の利用ルールの下、有効に自然資源を利用しようという場合、必ず必要になるコストであると考えられる。

原理的に考えるならば、これらのコストを負担し、自然資源を管理し利用するのは、共同体に限らず、個人でも構わないはずである。しかし、資源系からの収益が比較的薄く、また空間的に広大な範囲に広がっていてその囲い込みのコストが比較的高くつく山野河海の自然資源に関しては、地理的に近い地縁共同体全体で管理することが合理的であったと考えられる。地域住民が日常的に入り会うようなケースでは、住民の相互監視により(A-2)のモニタリングコストを節約することが可能である。また、飯國[8]が輪地切りの例で指摘したように、(B)の資源系の維持・管理コストも多くの住民が協力することにより大幅に合理化することができる^(註4)。しかし集団で資源系の管理を行おうという場合、成員が納得する形で利用ルールを定めたり、成員間のコンフリクトを調停したりするための、(C)利用管理組織の形成・維持コストが別途必要になると考えられる。(A)～(C)の3つはCPRの長期持続の利用のためのコストと考えることも可能である。いま(A)、(B)は集団のサイズが大きくなれば成員一人当たりが負担するコストは概ね逓減していくが、逆に(C)は集団のサイズが大きくなるほど逓増していくと考えられる。

コース[1]は市場での取引コストを節約するために企業組織が生じると論じたが、それとパラレルな形で、(A)、(B)のコストを節減すると共に、広く薄く分担するためにCPRの管理組織が生じると考えることができるのではないか。経済学では、例えば湖の水産資源の乱獲を防ぐためには、単一の経済主体に所有権を設定し、経済主体の長期的な利益最大化行動により資源を管理させるの

が有効であると考ええる。しかし実際問題としては所有権の設定自体が大問題であり、例えば背後に強大な力を持つ国家や権力の存在が必要となる。田畑など、租税徴収を通じて国家財政の礎になるような領域ではきちんとした所有権が成立しても、資源からの収益が比較的「薄い」山野河海のような領域ではまず空間を囲い込み、領域の排他的利用を可能にすることから始めなければならない。その領域と重なる、あるいは近接する地縁共同体が管理主体となれば、そのような囲い込みコストはかなり節約することが可能になる。例えば、その資源のことを一番よく知るのは、やはり日常的にその資源を利用する地域住民である。日常の地域住民の資源利用は、お互いの視線にさらされながら（相互監視）、同時に資源の現状を把握（すなわちモニタリング）するということでもある。取引コストの節約が企業組織の発達を促したのと同様に、CPR管理組織の発生は(A)(B)のコストの節約と関係していると考えられることは可能であろう。

このような管理組織を考える場合、節約されるコストとは逆に、(C)のような組織のコストが生じる。例えば上田[26]は、Olson[18]のグループアクションの論理を引いてCPR管理組織立ち上げに関わる社会的合意コストについて論じ、合意に参加しなければならない成員の数が多きほど（集団のサイズが大ききほど）、また協調行動の必要性を認識している成員が少なきほど合意コストは大きくなり、このコストを自発的に引き受ける主体（政治的起業家）なしには合意の形成は困難になると指摘した。この社会的合意コストは、ムラなどの既存の共同体がCPR管理組織に横滑りすることにより大きく節約することができると考えられる。

Ostrom[19]は、歴史的・地理的にさまざまな時点・地点で生じたコモنزを検討し、長期的に持続するCPRの管理組織から、以下のような設計原理を抽出した。

1. 明確に定義された境界
2. (CPRの時間的・場所的・技術的)占有ルール、(管理に必要な労働、原材料、お金の)提供ルール、及び地域的條件の間の調和
3. 集団的選択の話し合い：運用ルールに関して最も影響を受ける諸個人が

ルール修正に参加できること

4. 監視
5. 段階的な制裁措置
6. 紛争解決メカニズム
7. 組織のための最小限の権利の（政府当局による）承認
8. 入れ子状の組織：より大きなシステムの一部であるようなCPRの場合、占有、提供、監視、強制、紛争解決、及び管理行為が、多層にわたって入れ子状に組織されていること

いま、1, 2, 4, 5は、(A)資源系の囲い込みコストと関係し、2は(B)資源系の維持・管理コストと関係していることがわかる。また、2, 3, 5, 6, 7, 8は、(C)利用管理組織の形成・維持コストと関係し、このコストを節約するためのポイントを示していると解釈することも可能である。たとえば8の「入れ子状の組織」というのも、集団のサイズが無闇に大きくなるのを避け、(C)のコストが増大するのを避けるための知恵であると考えられる。

最後に、CPRの長期持続的利用のためのコストの規定要因と一人当たりが負担するコストの関係を第1表にまとめた。上記で議論した要因以外に、資源の観察困難性、資源利用の多様性、地域の社会関係資本の3つの視点を付け加えてみた。資源の観察困難性は、陸上の資源と比較して、水産資源やサンゴ礁など海洋自然資源に顕著な特徴である。この性質により資源の現状や持続可能な利用量を把握するのが困難になり、(A)のコストは格段に大きくなると考えられる。また、資源利用の多様性に関しては、たとえば単なる草資源として利用していた草原に関して、その景観や生物多様性の価値がクローズアップされたりするケースを想定している^(註5)。利用が多様化すると、しばしば全く異なる利害や考え方を持つステークホルダーが生じるため、特に(C)のコストが極めて大きくなると予想され、しばしば資源の利用や管理に関して強いコンフリクトが起こる。これは、現代社会において伝統的な自然資源の利用が衰退し、新たな利用が勃興してきた時にしばしば起こる問題である。そのようなケースでは、CPRの利用や管理を通じて地域に蓄積されてきた社会関係資本がしばしば

第1表 CPRの長期持続的利用のためのコストの規定要因と一人当たりが負担するコストの関係

	資源系の囲い込みコスト		資源系の維持・管理コスト	管理組織の形成・維持コスト
	資源のモニタリング(監視)コスト	管理組織による占有コスト		
資源のまとまりの空間的・時間的広がり	広がれば逡増	広がれば逡増	広がれば逡増	
排除困難性		排除困難になれば逡増		
資源の観察困難性	観察困難になれば逡増	観察困難になれば逡増	観察困難になれば逡増	
資源利用の多様性	多様になれば, 逡増		多様になれば, 逡増	多様になれば, 逡増
集団のサイズ	大きくなれば, 節約	大きくなれば, 節約	大きくなれば, 節約	大きくなれば, 逡増
地域の社会関係資本				大きければ節約の可能性

出所：筆者作成。

問題の鍵になる。

3. 海洋自然資源の特性と漁場利用

(1) 海洋自然資源の特徴

ここでサンゴ群集生態系や漁業資源といった海洋自然資源の特徴について見てみよう。

第一の特徴は再生可能性である。すなわち、海洋生物によって構成される資源であり、何らかの利用を行い資源が消耗しても、その自己増殖力の限界を超えない範囲で適度に利用する分には資源が回復する。

第二に、資源の存在する海洋という空間の特徴から、排除性が低く、競合する利用者を排除するには多大なコストを要することが多いという排除困難性、あるいはオープンアクセス性という特徴である。

第三の特徴は、外部連関性とも言える性質で、(1) 海藻や貝類などの固着性資源を除いて移動性を持ち、特にマグロ・カツオといった移動性の高い魚類の

ような資源は資源自体が境界を越えて移動する、(2)資源がその生活環(ライフサイクル)の中で形態を変化させつつ異なる場所を移動しつつ生育することが多く、その資源量が全く異なる場所の異なる条件に規定される場合がある、(3)さらにそれらの条件が海洋の大域的な条件変動と関連している場合があり(レジームシフトの問題)、資源が当該地域をこえた大域的な条件に規定されている場合がある、といった特徴である。

第四に、海洋という空間の特性に起因するもので、資源の状況、特に資源の変化と人間の関与の関係が見えにくいという観察困難性という特徴である。

これらの性質は、いずれも資源の劣化や過剰利用の問題につながりやすい。例えば、再生可能資源ということで持続的な利用を目指すにしても、外部連関性や観察困難性という性質から、資源の維持や再生のメカニズムがわかりづらく、最適な利用量(あるいは汚染許容量)を見いだすのが困難な点が上げられる。またオープンアクセス性/排除困難性という性質から、仮に最適な利用量がわかったとしても、利用者全体としてその範囲で資源を利用するのが困難であると考えられる。

所有権アプローチによる解決を目指そうという場合も、海洋という空間の特質から所有権や管理権を設定しづらく、何らかの主体が責任を持って管理するには相対的に大きなコストがかかる。資源の態様にもよるが、多くの漁業資源はそのようなコストを集団によって負担する、集団的な管理によって利用されてきた。ただその場合も、観察困難性や外部連関性という性質から、資源の劣化の原因を特定するのが難しく、何らかの管理組織を形成し集団による管理を目指したとしても、集団の合意形成コストはかなり高くつく、などの隘路が予想される。

このような海洋自然資源の特性は、CPRとしての特徴を満たしていると共に、CPRの長期持続的コストについて、陸域の資源と異なるコスト構造を規定しているものと考えられる。漁業資源においては、資源系の維持・管理コストはあまり問題ならないことが多いため、本節では特に資源系の囲い込みコストに注目し、歴史的に展開してきたいくつかの漁場利用形態を取りあげ、資源の特徴と漁場の利用形態、権利のありようなどを検討する。

(2) 漁業テリトリーの形成と資源系の囲い込みコスト

日本民俗学の高桑[25]は、「ムラーハマーイソーオキーオクウミ(ヤマナシ)」(ムラ、ハマはオカ、イソ以降はウミ)という漁民の空間認識に対応させる形で、「ムラーハマーチサキ(地先)・磯漁場ーオキ(沖)・沖合漁場(入会)ーオクウミ(ヤマナシ)」という形で漁場を区分し、陸地での村境の先を海にのばした線によって囲われ(距離は地域によって異なる)、それぞれの村によって占有される地先漁場と、その外に広がり、入会として誰が利用してもよい沖合漁場の二つの利用形態の異なる海域があるとしている^(註6)。このような慣行は一村占有漁場慣行と呼ばれる(浜本[3], p. 20)。このような地先/磯場と沖の区分は、近世には既に全国でおこなわれ、中世にも既に同様の区分が存在したことが指摘されている(白水[22], p. 34)^(註7)。また、この一村占有漁場慣行は、現在の第一種共同漁業権の原型となっている(浜本[3], p. 20)。

一村占有漁場慣行は江戸時代に確立したと言われている。この慣行は、地域によって様々な違いはあったにしろ、「磯は地付き、沖は入会」、すなわち船の権が海底に届く沿岸部は地元の漁村が独占して利用し(地付き)、それより沖合は自由操業(入会)が許され独占利用できないという原則として理解されている(浜本[3], p. 20)。このような慣行は近世には広く存在したと考えられており、18世紀には幕府の法令(この場合、漁場の相論をめぐる幕府の裁定原則)として文書に残されている(『律令要略』(寛保2(1742)年)所載の「山野海川入会」)^(註8)。

しかしこの原則は、地先水面の境界を具体的に示すものではなく、「沖合と地先との境界は、その海村の慣行に委ねられていた」ため、しばしば境界をめぐって様々な紛争が発生した(片岡[12], p. 50)。上記の原則も、実は中世以来村々で漁場をめぐる様々なトラブルが起り相論/争論を通じてそれを解決していく過程で生まれてきたと考えられる。

海という空間は、その性質上具体的な境界線を海面上に引くことが困難であり、山アテなどの手段で自らの位置を確認する他はない^(註9)。また、境界の「史料的表現には曖昧な慣用句が使用」され、境界領域が不分明であることから(片岡[12], p. 50)、中世以来、海村同士の紛争がさまざまに引き起こされた。紛争はしばしば暴力/武力を伴い、境界侵犯の報復措置として、「海の場合

には艀・權・網の労働用具を没収する慣行があった」(片岡 [12], p. 51)。紛争が個人の行為が原因で発生しても、その責任はその個人が属する海村が請け負うことになった。すなわち、「相論がある特定の漁師もしくは操業者集団に関することであっても、村の代表者が前面に出て」相論の場に向かうのである(定兼 [21], p. 205)。この場合の相論は、漁場利用の権利をめぐり、当事者が領主や幕府などの上級権門に訴え出て、訴訟して争うということになる。武家の所領をめぐる相論の場合は文書主義に基づいて裁定されるが、村同士の山野河海をめぐる紛争は、「村の古老や近郷の証言によって解決が図られるのを特徴とした」(藤木 [2], p. 252)。そしてその相論の場で、権利の根拠として主張されるのは過去の漁場の利用実績一用益事実の持続一であった。中世においては、山野河海の占有と用益は、しばしば武力をも含む「村の自力」によって実現され、そのようにして積み上げられた先例が相論の場で力を持ったのである。藤木 [2](p. 271) は、「山野河海が上位の領有の体系に包摂されていることまでも否定しようというのではなく、その現場における当事者の占有の実現そのものが、まさしく近隣の村々(共同体)のあいだの、命をかけた用益事実の保全に委ねられていた」とし、「山野河海に関するかぎり、中世の村同士は、その用益をナワバリとして自力保全し、その用益事実を持続的に維持しうるかぎりにおいて、そこに村の權益と慣行を「先例」として主張しえた」という点を指摘している。そして、このような形で行使される「自力」は、まさにこの時代、前節で提起した資源系の囲い込みコストの中核をなしていたものと考えられる。資源利用をめぐる小競り合いが、村同士の物理的な暴力/武力を伴う紛争に発展し、上級権力を巻き込んだ相論として解決を目指すという過程は、資源系の囲い込みのコストを村全体として負担しているものと解釈することができる。一定の広がりを持つ地先海面全体を占有し用益事実を継続する、すなわち囲い込みコストを負担することが可能な主体としては、この時代においては村サイズの集団が必要であったのかもしれない。

また、このような漁場の利用実績が先例となって権利の源泉になるという構造は、現在に至るまで様々に存在している。現代の事例で言うならば、例えば葉山 [7] が紹介する長崎県小値賀島のイサキ漁の事例がある^(註10)。小値賀島の

イサキ漁は、昼間セヤソネの周りで船を動かしながら釣り糸を引くイサキ昼間ひき縄漁、夜間にセヤソネの周りに船をいかりで固定し水中灯で小魚を集め、その小魚を食べに集まるイサキを釣るイサキ夜間釣り漁の二種類が行われる。前者の漁はルールさえ守れば小値賀島の漁師は誰でも新規に参入することが可能だが、後者は、アジロと呼ばれる、個々の漁師が独占的に使用する海上の特定の点がイサキ夜間釣り漁を行う漁師ごとに厳格に決まっており、その他の漁師は勝手にアジロを使えない。葉山〔7〕によれば、このような状況は1970年頃から段階を踏んで徐々に形成されたという。すなわちイサキ夜間釣り漁は小値賀島では1970年頃から営まれるようになり、非常に効率のよい漁法であったため、イサキ釣り漁師の大半はこの漁法に移行した。この漁法の特徴として、イサキのよく釣れるセヤソネのアジロを一晩一隻の船が独占的に使うことがある。この漁を行う船の近くで同じ漁が行われると、水中灯の光が干渉し合っただけでイサキが釣れなくなるためである。1975年頃まではアジロの利用は早い者勝ちで誰でも自由にこの漁を行うことができたが、やがてアジロに数隻の船が順番待ちをして並ぶという状況が現出した。順番待ちの間は漁をすることが許されず、漁師はひたすら自分の番を待つしかなかったが、自分の番が来た時に、たくさんイサキが釣れるという保証もなかったため、やがて漁師は盛んに新規のアジロを開発するようになった。このアジロ探しは、場合によっては1～2ヶ月かかることもあり、しかも見つけた場所も継続的に漁が行えるよいアジロかどうかはしばらく漁を続けてみなければわからなかったため、アジロは発見したものが優先的に使うという暗黙の了承が漁師の間に形成された。1985年頃から、アジロは急速に個人が独占的に使うものに変化し、1990年頃には小値賀町漁協の総会によりアジロを一週間に限って一人の人が独占的に使うことが認められた。しかし、この後漁船をアジロに固定をしたままにして、漁師本人は小舟で港とアジロを行き来する方法が一般化し、常に特定の個人が一つのアジロを使い続けるという状況が現出した。このような過程を経て、アジロは個人のものであるという暗黙の了承が漁師の間で共有されるようになった。現在ではアジロに船を固定しておくことはなくなったが、アジロを使うイサキ漁師はイサキの釣れない4月はじめからアジロで水中灯を照らし場所取りを行うなどさ

まざまな努力を行い、アジロへの権利を維持しようと努力している。葉山〔7〕はこのような状況を、「アジロの占有は、アジロを使っているという事実によってのみもたらされるものである」とまとめている。また、小値賀島の漁師の内部では、アジロを利用できる漁師と利用できない漁師の間に当然対立があるが、ただ他の地域の漁船がアジロを勝手に使うと、小値賀島の漁師達は集団でその漁船を取り囲み漁を妨害して漁場の外へ追い出し、個々の漁師のアジロへの権利を集団全体として擁護するよう振る舞うという。

この小値賀島の、集団の内部でアジロの利用実績が利用の優先権に移行する過程の事例は、集団内部で資源系の囲い込みがどのように進行するかを示していて興味深い。森村〔15〕の整理によれば、ジョン・ロックの『統治論』では、私的所有権の根拠として、(1) 価値の創造：自分の労働によって価値を創造したものはそれを取有する権利がある、(2) 功績：苦役に応じた報酬を労働したものは受けるに値する、(3) 人格の拡張：自然の資源に自らの労働を投入した人は、対象を自己の人格が拡張したものとして正当に所有する、(4) 生存と繁栄：各人が生存・繁栄するためには人が自然の資源を占有できなければならない、の4点を挙げられている^(註11)。上記のアジロの優先権確立の過程はこの全てを含んでおり、集団内部である種の権利が確立していく過程としては妥当かつ普遍的なものであると考えられる。

もう一つ重要な点は、(1) アジロは空間的に限定されている、(2) 囲い込み自体も、仲間内の競争のレベルではアジロを発見しその場所で漁を継続するという比較的緩い条件で優先権を認められる、しかも(3) 集団外との紛争は集団全体として対処できるということで、囲い込みコスト自体は、漁師個人によっても負担できる程度の比較的低位に抑えられているものと見られる点である。このようなアジロの事例は、漁業資源の利用においては、海面や資源系の状況と同時に、漁法・漁具といった漁業技術や漁業の種類で、資源利用に関わるコストや最適な利用形態も変わってくることを示唆している。そこで、次の小節では、漁法・漁具といった漁業技術や漁業の種類、権利のあり方の違いにより漁業テリトリーを分類した橋村〔6〕の区分に依拠して、資源の特性と漁場利用の関係を検討する。

(3) 漁場の利用形態と囲い込みコストの関係

熊谷・篠原編 [13] (p. 10) は、経済学における資源の概念を検討する中で、「人間が、社会生活を維持向上させる源泉として働きかけの対象となりうる事物である。(中略) 働きかけの方法によっては増大するし、減少もする流動的な内容を持っている。欲望や目的によって変化する」という定義を紹介し、自然資源の対象と範囲が技術や経済社会の変化により大きく変化するという可能性を指摘している。すなわち、さまざまな技術や、あるいは消費者の選好の変化により、資源の価値や利用形態は変化するため、何が価値ある資源かは、これらの要素とセットとして考える必要がある。特に前述の通り、多くの漁業資源は移動性を持つため、人間から資源の働きかけの手段や方法、すなわち漁法や漁具、漁業技術と密接に関連しており、これらの違いや変化により資源としての態様は変化する。前小節のイサキ漁の事例でも、同じ場所でも時間や漁法・漁具の違いによって権利の内容は区別されていた。漁場や漁業テリトリーの権利も、海面の空間的位置だけではなく、季節や時間、漁法・漁具を含む形で定義されることがあるという点には注意が必要である。

橋村 [6] は、(1) 経済的価値が高く、位置固定・排他的独占的占有利用の必要性が高い漁場、(2) 経済的価値が高く、位置固定・排他的独占的占有利用の必要性が低い漁場、(3) 経済的価値が低く、位置固定・排他的独占的占有利用の必要性が高い漁場、(4) 経済的価値が低く、位置固定・排他的独占的占有利用の必要性が低い漁場という、経済価値、位置固定か不定か、排他的独占的占有の有無に着目する二野瓶 [16] (p. 3-4) の分類を踏まえつつ、以下の3種類の区分から漁場利用の特徴を捉える枠組を提起した。すなわち、(1) 漁場の権利からの区分 (個人持ちの網代 (アジロ)、漁村 (浦) や村が領主への徴税負担のために沿岸を分割して占有する村 (浦) 持ちの地先漁場、一村に帰属しない複数の村や漁業者による入会漁場)、(2) 「追う」漁業技術か、「待つ」漁業技術か、あるいはその組み合わせか、(3) 漁場の形態の特徴 (「点」の網代か、地先漁場のような「面」的な海面分割か、あるいは沖合の一本釣りや網漁のような「線」的に移動する漁業か)、の3つの軸である。これを踏まえ、橋村 [6] の終章第2節では、漁場を (1) 魚の集まるポイントでの網代漁場、(2) 漁村が占有する沿岸の区画

された地先漁場，(3) 移動しながら魚を追う沖合漁場の3つに区分し，九州西海岸地域の漁場を事例に，それぞれの漁場の特徴が検討されている。

ここでは，この橋村〔6〕の区分を利用し，漁場の特徴と資源系の囲みコストの関係を分析する。第2表に，橋村〔6〕の挙げる網代漁場・地先漁場（沿岸を分割してできた漁場）・沖合漁場の特徴を整理した上で（上半分），囲い込みコストとその規定要因がどうなっているかをまとめた（下半分）。囲い込みコストを規定する要因としては，第1表に掲げた（1）資源のまとまりの空間的広がり，（2）排除困難性，（3）観察困難性，（4）資源利用の多様性を検討した。（1）の資源のまとまりの空間的広がりに関しては，網代漁場が一定のポイント，地先漁場が一定の区切られた範囲，沖合漁場が地先漁場の外側の広大な範囲となり，順に大きくなっていく。（2）の排除困難性は（1）の広がりとはほぼ比例して，網代漁場，地先漁場，沖合漁場の順に大きくなっていくものと考えられる。（3）の観察困難性に関しては，海中の資源ということで全て観察困難であるが，やはり領域の広さ，および漁場の水深などに比例して，網代漁場，地先漁場，沖合漁場の順に大きくなっていくだろう。最後に（4）の資源利用の多様性である。沖合漁場の漁法は回遊魚の魚群を一網打尽にするタイプのものが多い。網代漁場では，定置網など一定のポイントに固定された漁具により回遊してくる様々な魚類を一網打尽にする漁法と，特定魚種を狙った漁法が営まれる。この沖合漁場・網代漁場では限定された特定の漁法が行われ，資源利用の多様性は一定の範囲に収まると考えられる。地先漁場に関しては，その海域の特性に依存するが，海域によっては多様な魚種を狙う多様な漁法が営まれていることが見て取れる（橋村〔6〕第3章表3-4）。

以上，規定要因の（1）～（3）に関しては，網代漁場，地先漁場，沖合漁場の順に囲い込みコストが大きくなっていく傾向がある。ただ（4）に関しては，地先漁場の漁法が多様な分，資源利用のモニタリングコストが大きくなり，囲い込みコストを押し上げる傾向があるかもしれない。ただ，全体としては，網代漁場，地先漁場，沖合漁場の順に囲い込みコストが大きくなっていくと考えてよいのではないだろうか。

これらの点を踏まえつつ，権利の態様と利用集団のサイズを考えよう。網代

第2表 網代漁場・地先漁場・沖合漁場の特徴と囲い込みコストの関係

	網代漁場	地先漁場 (沿岸を分割してできた漁場)	沖合漁場
橋村〔6〕で挙げられている特徴			
空間的特徴	主に沿岸の魚の集まる天然漁礁→点	村の前海→面	外海、沿岸から離れた沖→線的移動
取り上げられている漁法	<ul style="list-style-type: none"> ・大敷網(定置網)、建網等、固定した漁具による漁法 ・ぼら網、鯛網、ムロアジ刺網など、網を入れて行う漁法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建切網、地引網、ワカメ採取など 	<ul style="list-style-type: none"> ・一本釣り ・八田網(巻網)、手繰網(小型底曳網)といった回遊魚を追う網漁など
漁法の特徴	魚を待つ漁法	魚を待つ漁法	魚を追う漁法
権利の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人または網組の持つ権利のなりやすく、村全体の所有物になりにくい」(橋村〔6〕p. 208) ・季節や漁法をめぐる利用の取り決めがある場合も 	<ul style="list-style-type: none"> ・村が海面を分割して占有 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の村の共同利用(入会)→複数の村ないし個人による排他的占有 ・漁場や操業季節をめぐる細かい権利がある場合も
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・空間的には地先漁場と重なる場合が多い ・潜水漁業もこの区分に入るが、漁法としては魚を追う漁業 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の第一種共同漁業権の対象である、ヒジキやフノリ等の海藻採取や採貝、あるいは肥料用の藻の採藻などもこの区分か(橋村〔6〕第3～4章) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カツオ一本釣りなどで沖合のセヤソネ(岩礁の浅瀬)に定点的な権利が成立している場合がある
筆者による整理			
資源のまとまりの空間的広がり	一定のポイント	一定の区切られた範囲	地先漁場の外側の広大な範囲
排除困難性	最も小さい	両者の中間	最も大きい
観察困難性	比較的小	両者の中間	比較的大
資源利用の多様性	特定の漁法	多様な魚種を狙う多様な漁法	特定の漁法
資源系の囲い込みコスト	比較的小	両者の中間	大
集団のサイズ	比較的小(個人・網組)	両者の中間(一つの村)	比較的大(複数の村)

出所：筆者作成。

漁場は特定の個人や網組によって利用されるため、利用集団のサイズも比較的小さいと考えられる。それに対して沖合漁場は複数の村が入り合うため、利用集団のサイズは最も大きくなると考えられる。地先漁場は単一の村により利用されるため、利用集団のサイズは両者の中間になるのではないかと。

このように整理してみると、資源系の囲い込みコストが大きくなるにつれて、漁場を利用する集団のサイズも大きくなる傾向があることが見て取れる。

(4) 小 括

本節では、海洋自然資源の一般的な特徴を検討した上で、陸上の資源と異なる性質を持つ漁業資源の利用形態がどのようなメカニズムで形成されてきたかを概観した。それにより、漁場を占有し利用の権利を主張するためには、「自力」により、時に武力や暴力を伴う形で用益事実を保全し利用実績を継続することが重要であり、その過程自体、漁場を保持する共同体が資源系の囲い込みコストを負担していると解釈することができるという点を見出した。その上で、橋村〔6〕の分類による網代漁場・地先漁場・沖合漁場の3つの漁場利用形態を取りあげ、その漁場利用の特徴を検討し、それぞれの漁場での資源系の囲い込みコストを比較検討した。その際に、囲い込みコストが大きくなるにつれ、当該資源系を管理する集団のサイズも大きくなるのではないかという仮説を念頭に、歴史的に形成されてきた権利のありよう、特にその権利を保持する集団のサイズと、囲い込みコストの関係を検討した。その結果、資源系の囲い込みコストが大きくなるにつれて、漁場を利用する集団のサイズも大きくなる傾向があることが確かめられた。前節で提起した、CPRの長期持続的利用のためのコストという分析枠組の内、資源系の囲い込みコストの考え方は、漁業による海洋自然資源の利用形態を検討する上で、一定の妥当性があるといってもいいのではなかろうか。

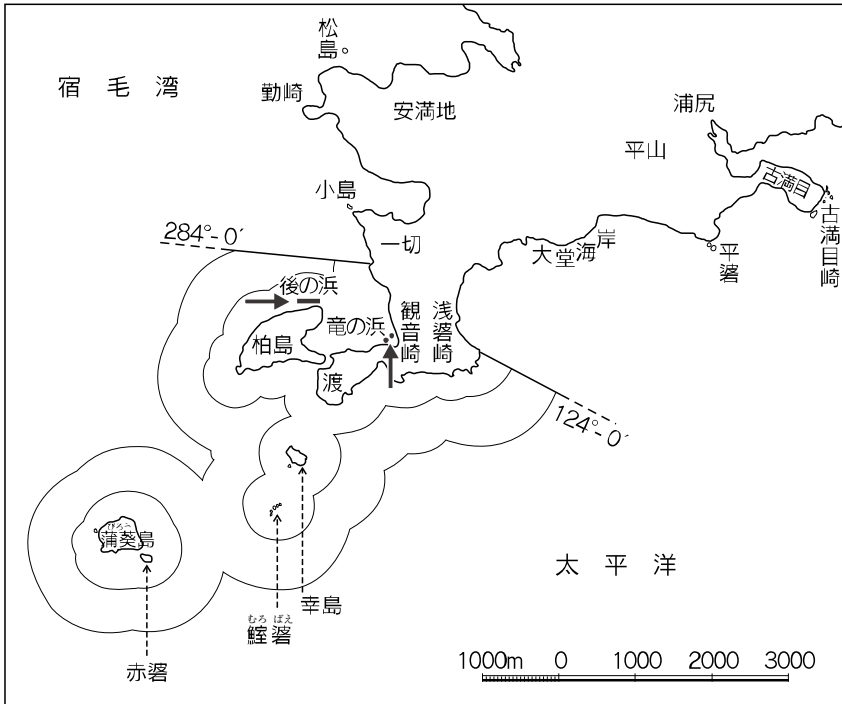
以上の検討を踏まえ、次節では高知県柏島のサンゴの海をめぐる問題を事例に、歴史的に海面を利用し、これらの資源系の囲い込みコストを負担してきた漁業集団が、その歴史的な漁場の利用実績を背景に持つ力を検討する。

4. 高知県柏島のサンゴの海をめぐる問題^(註12)

高知県幡多郡大月町の柏島は、四国西南端に位置する面積0.57km²、周囲3.9kmの小島である。人口は1950年には259世帯1,346人を数えたが、2007年現在215世帯515人まで減少し、いわゆる過疎・高齢化が進んでいる。柏島は、豊後水道と黒潮の両方の影響を受け、温帯域にあるにもかかわらず熱帯・亜熱帯域と温帯域の魚類が混生している。広範囲にわたって造礁サンゴ群集が発達し、その規模はトカラ列島以南と小笠原諸島を除く日本沿岸で一、二のものである。また143科884種もの魚種の生息が確認され、未記載種・日本初記録種として報告が保留されている42科103種と合わせると千種近い魚種が生息していることになる。これは日本で現在確認されている魚類3千6百種余の1/4にあたり、この海域は日本一多様な魚類相を誇っていると言っても過言ではない。この生物多様性のみならず、魚類の資源量も豊富で、この海域は古くから様々な漁業を育んできた。また美しい水中景観に加え、ピグミーシーホースやニシキフウライウオ、イナズマヒカリイシモチ、キツネメネジリンボウといった希少な魚類も見られることから、近年この海域はダイビングスポットとして有名になり、県内外から多くのダイバーが訪れるようになった。

柏島でダイビング案内業が商業ベースに乗り、島外の業者が本格的に進出を始めたのは1992年頃のことらしい。何度か断続的に立ち上がったダイビング事業者の団体の名簿等を検討するに、柏島のダイビングポイントを利用する業者は、1994年には5業者（うち1軒は島外にショップを構える業者）だったのが、1997年には10業者（同3）、2000年15業者（同3）、2003年20業者（同5）と順調に増加し、2004年1月現在22業者（同8）に達している。年間ダイビング客数についての正確な把握は困難だが、1994年には3千人程度という推計がある（大月町資料）。客数は最盛期には5万人近くに達し、現在は1万人から1万5千人のレベルで推移しているというのが、多くの関係者の見方である。

このように柏島に多くのスキューバ・ダイビング客が集まるにつれて様々な問題が起こるようになった。まず問題になったのは漁業者との軋轢である。は



第2図 柏島周辺海域の共同漁業権(小型定置を除く)の範囲とダイビングポイント
(出所:新保他[24])

第一種共同漁業権の範囲は、海岸線より沖合400mの線、第二種は1,000mの線である。隣の地先とは、それぞれ定められた基点から磁針方位124度0分の線と284度0分の線で区切られる。なお、この範囲はあくまでイメージ図であり、正確には『高知県公報』に書かれた文言によって漁業権の範囲は定義される。また、矢印はダイビング船係留のため、後の浜と竜の浜に設置された浮きブイの位置。

じめダイバー達に寛大だった漁業者の間から、漁場付近でダイビングを行うので魚が逃げる、漁船の航路上でダイビングを行うので危険である等の声がかかるようになった。また地域住民からも、ゴミや不法駐車、騒音が増加した、島では伝統的に貴重な水を「湯水のように」使うのは許せない、生活空間を半裸でうろつかれると風紀が乱れる等の苦情が起こった。また自然環境保全の立場からも、ダイビング船がサンゴ群集付近で無秩序にアンカリングを行うので、錨やロープによりサンゴが破壊される、ダイバーの好む希少種を見せるためにその生態に干渉する等の問題が指摘された。

このような声を受け、1995年には大月町役場の調整により初めてのダイビング事業者の団体（「柏島スクーバダイビング事業組合」）が立ち上げられ、漁協との間でダイビングに関するルールを協議する場が設けられた。同時に町は、県の助成を受け後の浜・竜の浜にダイビング船係留ブイを設置した（第2図参照）^(註13)。

これ以前の段階では柏島漁協(当時)の漁業権区域の中のかかなり広範なポイントでダイビングが行われていた^(註14)。当時の資料には、幸島、^(ママ)室磐、瀬戸の間、蒲葵島、庄屋の浜、前の浜、白浜、大堂周辺、竜の浜、後の浜の名前が見える（これらはほぼすべて柏島の第一種、ないし第二種の共同漁業権の範囲内であり、漁礁や好漁場と隣接するものも多い）。協議は、これらのポイントの利用や漁業側へのダイビングの届出制度、ダイビング方法規制、業者の「地元貢献」問題等について行われた^(註15)。1995年には漁協が業者側に竜の浜・後の浜を除くポイントの潜水禁止を申し入れ、ダイビング側の自主規制という形で1996～97年頃からポイントの閉鎖が機能しだした。以後の協議は主にこれらのポイントの条件付き開放をめぐる行われた。しかし、いくつかのポイントはダイビング業者にとって営業上重要なポイントであったため、その付近での違反潜水が後を絶たず、またダイビング側が統一された意志を持った交渉主体として一つにまとまることができなかつたため、漁協側に信頼できる交渉相手としてなかなか認知されなかつた。同時に漁協の姿勢も頑なであったため、協議はなかなか進展しなかつた。その後、海域が開放されないことに業を煮やした業者の脱退等さまざまな問題でダイビング事業者の団体は機能不全に陥った。何度か仕切り直しの後、2007年2月に町内のほとんどの業者が加盟する「すくも湾ダイビング大月地区部会」が旗揚げされた。

ダイビング業者は柏島の漁業権範囲外の他の浦周辺ポイントでもダイビングを案内するが、現在これらのポイントの重要性が増しているようである。業者のホームページを見ると、橘浦、安満地、一切、古満目、檜の浦、周防形、西泊、大浦までポイントが広がっている。一時は、それらの地先の漁協（ないし支所）とも紛争が起こった。そのため「すくも湾ダイビング大月地区部会」は、一切、安満地、橘浦の地先の漁協と潜水規則に関して合意し、そのルールに基づいてダイビングを行うようになってきている。部会は、柏島でも同様の合意を目指

しているが、この間の経緯もあり、明文化されたルールの合意やクローズされたポイントの開放には至っていない。しかし関係者の努力が実り、2005年9月に、すくも湾漁協内に関係する支所（柏島、一切、安満地、泊浦）の理事を構成メンバーとするダイビング委員会が発足し、今後はこの場でダイビング側との交渉が行われることになった。この間、長い間、正式な交渉の場さえなかったことを考えれば、大きな前進であるといえるだろう。このような交渉がうまく運び、柏島周辺海域のダイビングに関するルールが包括的に合意されることは、単に業者の営業上の利益の問題を超え、海洋環境保全の面でも大きな意味を持つ。

現在柏島で利用できるポイントは、後の浜・竜の浜の二つのみである。竜の浜は初心者向けのポイントであるため、現在、後の浜が最も重要なポイントになっている。そのため連休等の繁忙期には、後の浜の500mの幅に設置された10個のブイに十数隻のダイビング船が連なり、海底には100人を超えるダイバーが入り乱れるという状況が現出する場合もある。この「ダイビング圧」によりサンゴをはじめとする海洋生態系に悪影響が及ぶ可能性が指摘してされている。後の浜へのダイバーの集中はこのポイントのサンゴ群集生態系を大きく疲弊させており、その他のポイントへダイビングを分散させて生態系への負荷を緩和することは喫緊の課題になっている。

自然環境の持続的利用を考えるならば、沖縄県の座間味島で行われたようにポイントを閉鎖して数年間生態系を休ませることも必要になるかもしれないが（原田他〔4〕参照）、そのようなことを行うためには業者間の合意が必要になる。このような合意は営業上の不利益が最小限になるようポイントの振替等を行うことが前提条件になるため、柏島周辺海域のダイビングポイントの開放と、海域全体の利用を包括的に調整するルールが不可欠であると言えるだろう。しかし、一部のダイビング業者の機会主義的な行動とダイビング業者組織の内紛によって培われた、柏島の漁業者側の不信は未だ解消されておらず、他の地先のような協定締結には至っていない。

ただ、このような漁業とダイビングの海面利用調整の経緯からは、もう一つ漁業者側の発言力の強さが印象づけられる。法的には漁業者が漁業権行使者であることからこれを説明することになるのだろうが、しかし、漁業権は水面を

「排他的，独占的に利用すること」を認めている訳でなく，あくまで認可された一定の漁業行為を行う権利にしか過ぎない（浜本〔3〕参照）。漁業の妨げになるといって，事前に利用調整を行ったり事前・事後に損害に対する補償金を請求したりすることは可能であろう。しかし，当然のことではあるが，特定の海域でのダイビングを全面的に禁止する権利があるとは法律の文言からは読みとれない。にもかかわらず，その主張は地域社会で当然のものとして受け止められ，ダイビング側も自主規制という形でこれを尊重せざるを得なかった。

前述の通り，わが国の漁業権制度は，江戸時代に確立した「一村専用漁場」慣行にその淵源を持つと言われている（浜本〔3〕参照）。「一村専用漁場」慣行では，船の權が海底に届く沿岸部は地元の漁村が独占して利用する漁場（地付き）とし，漁村集落の総意によって定められた漁場の利用方法（漁場の口開け，口留め，輪番等）に従い地元の漁民が利用する。そしてまた前述の通り，漁村の持つこのような漁場利用に関わる権利が，中世以来あまたの争論を経て慣行化していったものである。浜本〔3〕は，「一村専用漁場」は海の入会権そのものであり，その場所は地元の漁村が支配し使用する場所であって，漁村による漁場の「所持」（漁村の集落民が共有で所有し，漁村全体で管理している土地＝漁村集落の共有地）に他ならないとしている。しかしこの「一村専用漁場」慣行は，1901年に制定された漁業法により整理され，部落漁民が設立する漁業組合に対し単なる地先水面で漁業を営む権利，一種の営業権を免許する形に移行しており，近代化以前の海面の入会的支配・所有側面は消失したと考えられている。ただ，池田〔10〕のように「営業権を除く入会慣行」（地先権）は，「公序良俗に反しない限り，未だ法的に実効性を有する」という有力な見解も存在する^{（註16）}。柏島の漁業者の權威は，ある意味法律や経済的地位を超えて地域社会で力を持っていると言えなくもない。これは歴史的に柏島の海を占有し一定のルールの下で漁業を営んできた伝統的な漁業入会＝コモンズが育んだ一種の社会関係資本といえるかもしれない。

5. おわりに

前節の議論は以下のようにまとめることができる。すなわち、新たな技術によって成立したスキューバ・ダイビングを中心とするツーリズムがサンゴの海の新たな利用形態として拡大し、伝統的な利用形態である漁業とある種の競合を起こすようになると共に、自然環境にも負荷をかけるようになった。しかし新規の利用形態の内部では、なかなか自然資源の持続的利用を可能にするようなルールを成立させることができなかつた上、漁業とのコンフリクトは、漁業者側によるダイビングポイントの閉鎖を通して自然環境により負荷をかける方向にダイビング産業を陥らせている。柏島のサンゴの海にワイズユースに関する課題は、ダイビング業者の機会主義的行動を押さえ、一定のルールに基き、ダイビングの負荷を分散してサンゴ群集生態系に悪影響を及ぼさないようなダイビングを実現することであるが、皮肉なことに漁業者の持つ伝統的な権威(=伝統的な漁業コモنزが育んだ一種の社会関係資本)がある意味そのようなルールの実現を阻む一要因になっているという状態である。

しかし、旧来の漁業コモنز持つ社会関係資本が、逆に海域利用の統合的ルールを生み出す力になるケースもある。最後に、沖縄県恩納村の事例を検討しよう^(註17)。

恩納村は沖縄本島の中心部、那覇市から車で一時間程度の場所に立地している。沖縄の本土復帰を機に1970年代から大型リゾートホテルの進出が相次ぎ、建設工事による赤土の流出や、ホテルによる特定海域の囲い込み(レジャーによる排他的利用を主張)などの問題が発生した。1968年には漁業者が漁船を連ねて海上デモなどを行う等、ホテル側と漁業者側の間で大きな軋轢が発生した。このような対立を解消するために、村の仲介で海面利用調整協議会が立ち上げられ、恩納村漁協とリゾートホテルの間で海面利用に関する協定が策定された。

そこで合意されたルールは、(1) 漁村地域振興のルール、(2) 地域連携のルール、(3) 海の「自由利用」ルールの三つにまとめることができる。(1)はリゾートホテル側が漁業振興金を支出し、海ぶどうなどの新しい養殖技術の開発や施

設建設，サンゴ礁海域の保全活動の原資とするものである。(2)は，ダイビング事業者が船を使用する時は地元の漁業者から必ず傭船する，ホテルがクルーザーなどを購入する場合はそのキャプテンとして漁業者を雇用するなどのルールである。(3)は海洋レジャー側が沿岸域やホテルの前浜を「自由」に使用できる，というものである，海洋レジャー側は(1)(2)と引き替えに(3)を得る形であるが，(2)によって，レジャーのために運行される船舶は地元の海をよく知る漁業者が運航することになるため，サンゴ礁などの自然資源にあまり負荷をかけない形でレジャーが行われることが期待できる，漁業振興金はオニヒトデの駆除や排水検査などの環境保全活動へも支出されるため，その効果も期待できる。ただルール策定の前後でサンゴ礁の状態がどのように変化したかという科学的データはとられていないため，このようなルールが自然資源保全にどの程度役立っているか確実なことは言えない。しかし，地域社会として海洋レジャーによる負荷をコントロールする仕組みを有している分，柏島よりも進んでいる点がある。

この事例が浮き彫りにするのは，柏島同様漁業者集団が地域社会において一定の権威と実力を持っており，外来のツーリズム産業と拮抗し，海面利用に関わる統合的ルール策定の中心的存在になった点である。

また，沖縄県座間味村においてダイビング業者の組織（座間味ダイビング協会）が漁協と協力して，ダイビングや漁業を1～3年自粛し，ポイントを休ませる区域を設定する，重点区域を決めてオニヒトデの集中的な駆除を行うなどの保全活動を行っている（原田他〔4〕参照）。座間味においては多くのダイビング業者が元漁業者であり，漁協組合員であったため，そのような協力関係は比較的スムーズに構築し得たようである。

以上見てきた柏島，恩納村，座間味村の事例は，ツーリズムによるサンゴの海の利用を調整し，保全と持続的利用のためのルールを構築するためには，その海を伝統的に利用してきた漁業者集団の理解と協力が不可欠であるということを示している。また恩納村と座間味村のケースでは，ツーリズム側の得る利益が，漁業者とあるいは地域社会全体にうまく還元され，循環する仕組みができてきている点も注目される（婁他〔20〕，原田他〔4〕）。

近年、我が国においてもサンゴ礁・サンゴ群集の保全が注目されているが、国内のサンゴの海では、多くの場合その海を伝統的に利用してきた漁業者集団が存在する。サンゴの海の保全と持続的利用を図るルールを構築するために、そのような伝統的な利用者集団の力をうまく活用すれば、第2節の議論でいう(A)資源系の囲い込みコスト、(C)管理組織の形成・維持コストを節約することが可能になる。そのためには、ツーリズムという新たな形の資源利用の果実をどのように地域社会に還元していくのかという点が鍵を握るのではなからうか。

註

- 1) ワイズユースの概念は、サンゴ礁を含む湿地(wetland)の保全を目的とするラムサール条約において基本原則として採用されている(第3条1項)。ワイズユースとは、生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用することであると定義されている。またここでの持続的な利用とは、将来の世代の需要と期待に対してwetlandが対応し得る可能性を維持しつつ、現在の世代の人間に対して湿地が継続的に最大の利益を生産できるように、wetlandを利用することである。ラムサール条約第4回締約国会議勧告4.10附属書「賢明な利用という概念を実行するための指針」(http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop4/key_guide_wiseuse_j.htm)を参照。
- 2) 本節の一部は、新保[23]第4節を改稿したものである。
- 3) 例えば、図司[28]、飯國他[9]参照。
- 4) 飯國[8]は、1軒の農家が一辺1の正方形の形で輪地切りを行った場合、面積1の範囲を野焼きすることができ、3軒の農家が独立してこの作業を行うと面積3の範囲を野焼きすることができるが、3軒が協力すると、一辺3面積9の大きな正方形を同じ労力で輪地切りすることができ、一気に2乗の面積を野焼きできると指摘した。
- 5) たとえば、飯國他[9]の島根県三瓶山の事例を参照のこと。
- 6) 高桑[25]に先立つ葛野[14]は、昭和58年の福井県越前海岸の現地調査を元に、(a)「公海として各浦の漁師が自由に操業できる」沖浦空間、(b)「浦間そして、浦内の漁民間に所有や使用権の意識行使があり、これを陸地の土地所有制度や親方-子方制度等の社会構造が支えている」中沖空間、(c)「漁場に加えて、各浦独自の歴史的・宗教的意味を帯び、それ故に、女性を含む全村民の平等で共同な空間であり、また、小舟や板舟(イカダ)で現地を動き回って認識される」磯場空間の3つの区分を提起している(葛野[14], p. 104)。高桑[25]の区分との対応を考えると、(a)は沖・沖合漁場に相当し、(b)(c)はイソヤチサキ(地先)・磯漁場に相当するものと思われる。高桑[25]は敢えて(b)(c)をひとまとめにして捉えているが、(c)の磯場空間は場所

としてはウニ・サザエ・アワビ・ワカメ・ノリ等の磯物が豊富な、我々が通常想起するような「磯」—水際の石や岩の多い場所—であり、そこで行われるワカメ漁やウニ漁には女性も参加できるなど、興味深い特徴を有している。

- 7) 「中世には「両方山の懐内は、その浦にて漁仕る」とか、「磯海は陸地に就て進退せしむ」という、磯海＝浦の地先水面はその地元の浦のものともみなす」慣行が広く形成され、「浦々の習」、「浦々の大法」と呼ばれていたという。藤木〔2〕p. 260参照。
- 8) 定兼〔21〕参照。p. 207からp. 208にかけてこの法令が抄出されている。また丹羽〔17〕(p. 193)は、それに先立つ元文2(1737)年11月の「三奉行何の上、評定所の御定書」においてすでに同様の「海川入会の争議裁許の基準規定」が成文化されていることを紹介し、これが「それまでの幕府裁定方針の集大成であり、各地海川入会の実態を反映したもの」と指摘している。丹羽が掲出している12の規定から本稿に関係するものを紹介すると、「(1)磯猟は地付次第なり、沖は入会、(2)漁猟入会場国境差別なし、(3)村並の猟場は村境を沖へ見通し、猟場の境たり、(中略)(8)漁猟場の障りに成に於いては、藻草荊これを禁ず(後略)」などがある。また10～12の規定は例外規定であり、海石・浦役永(租税や賦役の類である)を負担する浦方は「磯猟は地付次第」という原則の例外として村の前の地先の海へも入会うことができるといふ例について言及している(丹羽〔17〕p. 193-195)
- 9) 山アテとは、山ダシ、山ダメとも呼ばれ、「山や高木、岬の突端など、海上から目だつ陸上の標的物をいくつか重ね、重なった線を海上にのぼし、「観測定点の異なる、これら何本かの線の重なり具合により自分の船の位置や漁場の位置を確定する」、我が国の漁民の伝統的な「位置測定の技術」である(高桑〔25〕, p. 128)。
- 10) 以下、この段落の小値賀島のイサキ漁に関する記述は葉山〔7〕に拠る。
- 11) 私的所有権の根拠の4項目は、森村〔15〕, pp. 44-45より引用した。
- 12) 本節は新保他〔24〕の一部を大幅に改稿したものである。また柏島の海の自然環境の説明は神田〔11〕に拠った。
- 13) ダイビング船のブイへの係留が徹底されることにより、サンゴ破壊の問題はひとまずやんだと考えられる。
- 14) この当時の柏島漁業協同組合は、2001年1月の漁協の広域合併により現在はすくも湾漁協柏島支所になっている。
- 15) 柏島ではダイビング関係の入込客の増加によりさまざまな問題が起こった反面、2005年の段階で漁業生産に匹敵する額(推定)のお金が落ちている。しかし、それは基本的にダイビング業者と一部の民宿のみの手に入る構造になっており、その他の住民はデメリットのみを被る形になっている。ダイビング業者には島外出身者が多いこともあり、この点が業者と漁業者・地域住民の感情的対立の遠因にもなっている。町当局は、他地域の事例等も参考にして「ダイビング業者がローテーションで(登録した)漁業者の船を備船してダイビング・サービスを行う」等のルール案を以て調停に入り、この時期より後しばらくはそのような形で実施された。町によるこのような調停は、たとえば沖縄県恩納村では功を奏したが(豊他〔20〕参照)、柏島

では業者の多くが自前の船を購入するなどしたためルールはなし崩しの内に崩壊した。「漁業者は客商売を知らない」等の業者側の主張も一理あるが、問題をさらにこじれさせた側面があるのは否定できない。

- 16) またたとえば、法例(「法律の適用に関する諸事項を規定する法律」)第3条に、公序良俗に反しない慣習は、法令が定めていない事柄についてならば法律と同じ効力を持つという趣旨のことが定められている。
- 17) 以下、恩納村の事例については斐他〔20〕に拠る。

引用文献

- [1] Coase, R. H., *The Firm, The Market, And The Law*, The University of Chicago, 1988 (翻訳:ロナルド・H・コース『企業・市場・法』東洋経済新報社, 1992).
- [2] 藤木久志「村の当地行—ムラのナワバリ—」永原慶二・所理喜夫『戦国期職人の系譜』角川書店, 1989, 251-274.
- [3] 浜本幸生「漁協によるマリン・レジャーの管理・調整の必要とその合理性」浜本幸生・田中克哲『マリン・レジャーと漁業権』漁協経営センター, 1997, 15-24.
- [4] 原田幸子・斐小波・新保輝幸・石田恭子「沿岸域のダイビング利用と管理問題—沖縄県座間味村を事例として—」新保輝幸『サングの海のワイズユースをめざして: 海洋環境資源の最適利用と資源管理に関する生物学的・社会科学研究』(平成16-18年度科研報告書増補改訂版), 2007, 133-144.
- [5] Hardin, G., "The Tragedy of the Commons," *Science*, 162, 1968, 1243-1248.
- [6] 橋村修『漁場利用の社会史—近世西南九州における水産資源の捕採とテリトリー—』人文書院, 2009.
- [7] 葉山茂「自然資源利用をめぐる社会的な規制の通時的変化—長崎県小値賀島漁業を事例として—」『エコソフィア』15, 2005, 104-117.
- [8] 飯国芳明「コモンズ形成の原理と現代的課題」『高知論叢』97, 2010, 19-33.
- [9] 飯国芳明・諸岡慶昇・新保輝幸「森のコモンズ・海のコモンズ(1)」『海洋と生物』27(5), 2005, 472-477.
- [10] 池田恒男「共同漁業権を有する漁業協同組合が漁業権設定海域でダイビングするダイバーから半強制的に徴集する潜水漁の法的根拠の有無」『判例タイムズ』940, 1997, 74-80.
- [11] 神田優「四国西南端の島・柏島の魚類層と水中景観」『くろしお(高知大学黒潮圏研究所所報)』14, 1999, 15-23.
- [12] 片岡智「近世海村の共同体規制—地先海面用益をめぐる個・集団・共同体—」『歴史評論』567, 1997, 49-64.
- [13] 熊谷尚夫・篠原三代平編『経済学大事典(第二版) I』東洋経済新報社, 1980.
- [14] 葛野浩昭「海の地名と漁民の空間認識 越前海岸漁村社会調査第一次報告」『地名と風土』1, 1984, 104-113.

- [15] 森村進『財産権の理論』弘文堂, 1995.
- [16] 二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶の水書房, 1962.
- [17] 丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」朝尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編『日本の社会史第2巻 境界領域と交通』岩波書店, 1987, 173-213.
- [18] Olson, M., *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups*, Harvard University Press, 1965 (翻訳: マンサー・オルソン『集合行為論—公共財と集団理論—』ミネルヴァ書房, 1983)
- [19] Ostrom, E., *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press, 1990.
- [20] 斐小波・原田幸子・新保輝幸・木下明「沿岸域の多面的利用ルールと管理主体のあり方に関する一考察—沖縄県恩納村の取組を事例として—」新保輝幸『サンゴの海のワイズユースをめざして: 海洋環境資源の最適利用と資源管理に関する生物学的・社会科学的研究』(平成16-18年度科研報告書増補改訂版), 2007, 145-168.
- [21] 定兼学「近世漁場利用体系試論—備前国日生沖漁場相論を事例として—」『瀬戸内海地域史研究』2, 1989, 197-230
- [22] 白水智「中世の漁業と漁業権—近世への展望を含めて」神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家 研究編2』平凡社, 2001, 27-70.
- [23] 新保輝幸「地域社会による生態リスク管理の可能性」浅野耕太編著『自然資本の保全と評価』ミネルヴァ書房, 2009, 127-150.
- [24] 新保輝幸・諸岡慶昇・飯国芳明「森のコモンズ・海のコモンズ(2)」『海洋と生物』27(6), 2005, 579-587.
- [25] 高桑守史「海の世界」鳥越皓之編『民俗学を学ぶ人のために』世界思想社, 1989, 126-145.
- [26] 上田良文「コモンズ問題とグループアクション—進化ゲーム理論からのアプローチ—」『会計検査研究』20, 1999, 51-64.
- [27] 藪田雅弘『コモンパールの公共政策—環境保全と地域開発—』新評論, 2004.
- [28] 関司直也「入会牧野とむら」坪井伸広・大井雅利・小田切徳美編著『現代のむら—むら論と日本社会の展望—』農山漁村文化協会, 2009, 121-131.

